

村有林 天龍村が森林認証を取得

下伊那郡天龍村、売木村、飯田市上郷野底山財産区、飯伊森林組合が
南信州森林認証協議会を組織して森林認証を取得しました

森林認証とは？

持続可能な森林経営をおこなうための国際基準に則って森林管理がなされていることを、第三者機関が審査して認定すると、森林認証となります。審査では、山づくりの方法や計画は当然のこと、環境、文化、自然環境への配慮や林業以外の活用についても評価されます。

南信州森林認証協議会へ参加する天龍村村有林は、日本森林技術協会の審査を受け、SGEC (エスジェック、「緑の循環認証会議」) を取得しました。認証を受けた森林は「認証林」と呼ばれ、材は「認証材」として扱われます。



天龍村村有林が取得した森林認証 SGEC のマーク

認証材を扱う市場、製材所等は CoC (Chain of Custody) 認証を取得している必要があります。下伊那では、飯伊森林組合木材流通センター (喬木村) が認証を取得しているので、製材工場ほうりんで製材すると認証製品となります。

こうして下伊那で認証製品を生産する流れができました。



飯伊木材流通センターの土場 (喬木村)



製材工場ほうりん (流通センター内)

SGEC は「PEFC 森林認証プログラム」という国際認証基準を満たしているため、海外でも「認証材」として認められます。また、丸太以外にも薪や茸等も対象となります。

取得するとどうなるのか？

現在は、認証材として市場へ丸太を出したり、製品として売り出してもその他の材と価格の優位性が見られることはありません。しかし認証材であることは、認証材を求める全国の買い手から購入対象として見られるようになるため、域外への PR として有効との見方もあります。また、今後は東京五輪・パラリンピック競技大会でもそうであったように、特に公共事業では認証材を優先して使用することになるだろうといった期待があります。

今後は、協議会の活動として認証材利用拡大と材の付加価値化に取り組みます。